第明三治十種三五郵年便三物月三十一日認可

平成２２年（フ）第１６９０５号
東京都台東区上野２丁目14―30―605
債務者　伊奈　　勇
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９０６号
東京都荒川区西日暮里５丁目20―７―302
債務者　板倉　千春
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９０７号
千葉県千葉市花見川区千種町355―41
債務者　若梅　利春
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９０８号
千葉県四街道市大日1997―４
債務者　谷口　美保
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９０９号
東京都品川区平塚３丁目８－５―102
債務者　平木　仁志
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９１２号
東京都杉並区久我山３丁目17―26―403
債務者　片浦　宗司
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９１３号
東京都中野区野方３丁目13―14―103
債務者　西本　智彦
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９１４号
東京都中野区野方３丁目13―14―103
債務者　西本　敬子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９２４号
東京都日野市万願寺１丁目34―１
債務者　金澤　明美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９２８号
東京都北区豊島５丁目５－５―1344
債務者　大木　幸彦
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９２９号
東京都武蔵村山市三ツ木１丁目27―２　１Ｆ106
債務者　女ヶ澤美保
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９３６号
東京都文京区千駄木３丁目３―13―301
債務者　河野ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９３７号
埼玉県新座市野火止８丁目12―30―816
債務者　杉谷　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９３９号
神奈川県小田原市早川78
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９４０号
東京都台東区松が谷４丁目28―８－５Ｂ
債務者　奥田　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部